破産手続廃止

平成２５年（フ）第１４１１６号
東京都大田区中馬込１丁目８―20　第３コンフォートサトウ302
破産者　鈴木　圭子
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９１号
東京都江東区森下２丁目19番10号
破産者　株式会社ホムラ
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９３号
東京都大田区南雪谷１丁目11番３号、住民票上の住所東京都江戸川区松江５丁目３―12―301
破産者　宮下　義央
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４０９号
東京都江戸川区平井３丁目24―６、開始決定時の住所東京都江戸川区平井３―24―６　高野方
破産者　滝田富士子
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４３７号
東京都練馬区高野台４丁目１番25号
破産者　株式会社駿河園
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６１９号
神奈川県川崎市中原区宮内２丁目26番25号
破産者　有限会社ジンバ
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５５８号
東京都渋谷区恵比寿西２―20―８　パーフェクトルーム602
破産者　株式会社トランシス
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７１８号
東京都足立区梅田８丁目12―１―804
破産者　瀧口　佑二
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７９２号
東京都大田区大森南１丁目23―７―009
破産者　内堀　　博
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７４２号
東京都墨田区千歳１丁目８番６号
破産者　有限会社後藤パッケージング
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７４３号
東京都墨田区千歳１丁目８―６
破産者　後藤　照夫
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７４６号
東京都江戸川区東小岩３丁目17番19号
破産者　株式会社ブハ
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７４８号
東京都渋谷区渋谷２丁目14番18号あいおい損保渋谷ビル６階
破産者　株式会社エム・プラスコンベンション
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７６８号
神奈川県横浜市神奈川区西神奈川１丁目６番地15
破産者　株式会社モッズインターナショナルジャパン
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７６９号
神奈川県横浜市南区弘明寺町字前田112―12―305
破産者　金　　東昱
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８２５号
東京都江東区亀戸７丁目２番６―202号
破産者　株式会社サイドワインダー
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８２６号
東京都江東区亀戸１丁目40―６　第一ＹＳビル601、住民票上の住所東京都江東区亀戸７丁目２―６―202
破産者　日下伸一郎
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８４６号
神奈川県横浜市都筑区大熊町101―１
破産者　株式会社プロリーヴ
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８４７号
神奈川県横浜市都筑区南山田町4582―１
破産者　高橋江利香
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８５７号
東京都東村山市秋津町５丁目24番15号
破産者　ケイオーテック株式会社
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８５８号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２―１―203
破産者　高　　俊雄
1　決定年月日　平成26年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部